

長久手市における認知症対応型共同生活介護事業運営主体変更時の  
後継事業者の選定基準について

長久手市を所在地とする認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という）の既指定事業所において事業者が交替し新規に指定申請が行われる場合は、利用者保護の観点等から真にやむを得ないと認められる場合に限ることとし、利用者が長期にわたり安心してグループホームを利用できるよう後継事業者は安定的、継続的な事業運営が求められるため、選定基準を下記のとおりとする。

記

- 1 後継事業者は、以下の全てに該当する法人であること
  - (1) 長久手市内において、指定を受けて3年以上にわたり継続して認知症対応型共同生活介護事業を行っている法人であること。

ただし、長久手市内において、指定を受けて3年以上にわたり継続して認知症対応型共同生活介護事業を行っている後継希望事業者がない場合は、愛知県内において、指定を受けて3年以上にわたり継続して認知症対応型共同生活介護事業を行っている法人でも認めることとする。
  - (2) 指定申請書類の受付日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、市町村税の滞納がないこと
  - (3) 指定申請書類の受付日において、過去5年の間に役員の中に破産手続き開始決定を受け、または禁固以上の刑に処されたものがないこと
  - (4) 指定申請書類の受付日において、会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
  - (5) 指定申請書類の受付日において、過去5年の間に法令等の違反により介護保険施設等(※)の指定取消を受けたことがなく、法人の運営において重大な法令等の違反がない法人であること

※・・・介護保険施設等：グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護、介護付有料老人ホーム
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと、またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと